

高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループの設置について
新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>2 構成及び運営</p> <p>(1) WG は、委員長の指名する<u>委員及び専門委員</u>（別紙）により構成する。</p> <p>(2) WG に座長を置き、<u>委員長の指名する委員</u>をもってこれに充てる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 座長に事故があるときは、<u>WG の構成員</u>のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(5) 座長が必要と認めた場合には、<u>WG の構成員</u>以外の有識者の参加を求めることができる。</p> | <p>2 構成及び運営</p> <p>(1) WG は、委員長の指名する専門委員（別紙）により構成する。</p> <p>(2) WG に座長を置き、<u>WG に属する専門委員の互選</u>により選任する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 座長に事故があるときは、<u>WG に属する専門委員</u>のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(5) 座長が必要と認めた場合には、<u>WG に属する専門委員</u>以外の有識者の参加を求めることができる。</p> |